



【人材の採用や定着、育成のための取り組みをお考えの企業様】
その取り組み、助成金の対象となるかもしれません
ぜひ一度、弊所までご相談を

キャリアアップ助成金 (正社員化コース)

面接試験等→正社員転換

有期雇用 6 か月以上※

正社員転換後 6 か月

※入社後、3年以内

賃金が3%以上増額

賞与 or 退職金 + 昇給のある正社員へと転換

【事前準備】

- ☑ キャリアアップ計画書の作成・提出
- ☑ 就業規則(転換制度について規定があるもの)の作成・届出

【支給申請】 以下の添付書類が必要

- ☑ 有期雇用時・正社員転換後の雇用契約書
 - ☑ 上記期間の賃金台帳・出勤簿 他
- ※賃金台帳・出勤簿は、雇用契約書と突合せて細かくチェックされます。残業代等が不足している場合は、予め追加での支給が必要となります。
- 弊所にて数か月ごとに確認させていただきますと、支給申請がスムーズに行えます。

【支給額】 1人あたり 57万円

※有期雇用→正規雇用の場合

上記の他、無期雇用→正規雇用の取り組みも支援されます。

※本紙は助成金の基本的な要件を分かりやすくまとめたものであり、各助成金には他にも詳細な要件があることを申し添えます。

両立支援等助成金

(育児休業等支援コース)

改正育児・介護休業法が令和4年4月1日より段階的に施行され、育休の取得意向の確認の義務付けや産後パパ育休の創設などにより、今後、育休の取得が増加することも予想されます。本助成金を活用し、円滑な育休取得・職場復帰ができる体制を整えていきましょう。

【主な要件】

- ☑ 対象労働者との面談を踏まえ、所定の要件を満たした「育休復帰支援プラン」を作成し、同プランに沿って円滑な育休取得・職場復帰を支援すること。
- ☑ 対象労働者に連続3か月以上の育休(産後休業を含む)を取得させ、原則として現職等に復帰後、6か月以上継続雇用すること。

【支給額】

	支給額
A 休業取得時	30万円
B 職場復帰時	30万円

男性の育休取得には、連続5日以上で同助成金の出生時両立支援コースの活用が可能です。

その他、各種雇用関係助成金の申請代行を承っております。
お問い合わせは、TEL022-778-3456 またはお問い合わせフォーム (<https://mizuma-sr.com/contact/>) からお願いいたします。



業務改善助成金

昨年度は最低賃金の大幅な改定がありました。生産性を向上させる設備投資などにより「事業場内最低賃金」の引上げを支援する業務改善助成金は、人材を確保したい企業様にもお勧めしたい助成金です。

【主な要件】

- ☑ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の中小企業・小規模事業者であること。
- ☑ 雇入れ後3か月を経過した労働者のうち、事業場内で最も低い時間あたりの賃金額を、コース区分(30円コース、45円コース、60円コース、90円コースがあります)ごとに定められた引上げ額以上に引き上げること。
- ☑ 生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資等を行い、その費用を支出すること。

【助成率】

事業場内最低賃金 870円未満：支出費用の9/10

事業場内最低賃金 870～920円：支出費用の4/5

事業場内最低賃金 920円以上：支出費用の3/4

【助成上限額】※30円コース、30人未満の事業場の場合

引き上げる労働者数	助成上限額
1人	60万円
2～3人	90万円
4～6人	100万円
7人以上	120万円
10人以上 で所定の要件に該当する場合	130万円